

自転車の安全利用の促進

1 交通ルール・マナーを守る

令和6年11月1日から自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

- 運転中のながらスマホ
スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
- 酒気帯び運転及び幫助
自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

2 ヘルメット着用促進

頭部の損傷は致命傷となり、重度の後遺症が残る場合があります。事故の衝撃から頭部を守るため、必ずヘルメットを着用しましょう。

3 自転車動画の紹介

北海道警察では、札幌ミュージック&ダンス・放送専門学校のみなさんと制作した自転車ヘルメット着用を呼びかける動画を北海道警察公式チャンネルで公開しています。

4 知っていますか？自転車運転者講習制度

自転車の講習に関し一定の違反行為(信号無視、通行禁止違反等)を3年以内に2回以上行った場合、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられます。

YouTube

北海道警察公式チャンネル



「思いをつなぐその日まで
—大切なものを守るために—」

さ
る
ふ
つ

鬼志別駐在所
2-3150
知来別駐在所
3-4033

作成者 知来別駐在所
楠美 拓也

更新時講習

①日時

6月2日(月)
午後5時30分から

②場所

猿払村役場

※ 優良講習のみです。

なお、更新手続をしていない方は受講できません。

村内事故発生状況

令和7年	3月中
○物損事故	6件
そのうち	
鹿との衝突	1件
(前年比)	±0件
令和6年	3月中
	6件
○人身事故	0件
(前年比)	±0件

北海道警察からのお知らせ

悪質業者は う・そ・つ・き

うまい話を信用しない!

そうだんする!

つられて返事をしない! すぐに契約しない!

きっぱり! はっきり! 断る!

問合せ先 北海道警察



山菜採りによる 事故を防ぐために

- 行き先を家族に伝えましょう!
- 無理に山奥に入らないようにしましょう!
- 単独での入山は避けましょう!
- 目立つ色の服装で入山しましょう!
- 携帯電話やホイッスルを持参しましょう!

北海道警察【https://twitter.com/HP_tiki】

春はヒグマに注意

ヒグマによる人身被害は、春と秋に多く発生しています。皆さんが被害者にならない1番の方法はヒグマに遭わないことなので、次の点に注意してください。

- 食べ物やゴミは必ず持ち帰る
- 1人では野山に入らない
- 野山では音を出しながら歩く
- 事前にヒグマの出没情報を確認する
- 薄暗いときには行動しない
- フンや足跡を見たら引き返す

